

# あなたは、今、どの医療保険に入っているか ご存知ですか？

健康保険は、加入者が普段から申し合っていた保険料などで、思いがけない病気やけがをした時の医療費の負担を軽くするための助け合いの制度です。(国民皆保険制度)

## 後期高齢者医療保険

75歳以上の人、または65歳以上で一定の障害がある人が加入

職場の健康保険(健康保険組合や共済組合など)に加入している人(扶養になっている人)、後期高齢者医療保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、みなさんが国民健康保険に加入しなければなりません。また、外国人でも3か月を超えて日本に在留できる資格があり、他の健康保険に加入していない人は国民健康保険に加入しなければなりません。

## 職場の医療保険

- 健康保険 会社員などが加入
- 共済組合 公務員  
教職員などが加入
- 船員組合 船員が加入

## 就職して国保を脱退

市役所へ届出

市役所へ届出

退職などで職場の保険を脱退

## 国民健康保険

自営業、アルバイト、農業・漁業にたずさわる人など、職場の医療保険に加入しない人が加入

(退職者医療制度)  
退職して職場の医療保険を脱退した年金受給者が該当

こんなときは14日以内に届出が必要です		届出に必要なもの ※すべてに印かん必要
国保にはいる場合	転入してきたとき	保険証(すでに国保世帯の場合)
	退職などで他の健康保険をやめたとき	(離職票など)職場、または組合の健保をやめた日を証明できるもの、保険証(すでに国保世帯の場合)
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	保険証 母子健康手帳
国保をやめる場合	転出するとき	保険証
	就職などで他の健康保険に加入したとき	両方の保険証
	生活保護を受けるとき	保険証 生活保護開始決定通知書
	死亡したとき	保険証
その他	住所が変わったとき	保険証
	世帯主が変わったとき	
	世帯がわかれたり、いっしょになったとき	身分を証明できるもの(運転免許証など)
	保険証をなくしたとき	
退職者医療制度に該当するとき	保険証、年金証書(加入期間がわかるもの)	

※国保加入の届出が遅れると、その間の医療費が全部自己負担になったり、保険税を遡って納めなければならなくなります。  
※国保脱退の届出が遅れると、うっかり国保の保険証を使って受診してしまうことがあります。このようなときは、国保で負担した医療費を、後で返していただくことになります。  
※社会保険等の加入手続中で、病院で受診する必要がある場合は、勤務先で「被保険者資格証明書」等の交付を受けて受診してください。

## 遠隔地保険証の交付について

お子さんの就学や、出張などで市外に長期間滞在する場合、所定の手続きをすると、その人の保険証を別に交付します。  
※現在、遠隔地保険証を持っている人で平成25年度(4月以降)も必要な人は申請してください。  
【必要書類】 新保険証(桃色)、印かん  
学生 在学証明書、もしくは有効期限の入った学生証(合格証や入学許可証は不可)  
施設入所者 在園証明書(発行日が4月1日以降のもの)

☎ 市民課国保年金係 ☎85-5503  
☎85-5504

# 国民年金保険料について

平成25年度の国民年金保険料は月額15,040円です。



国民年金保険料の納付方法には、口座振替、クレジットカード納付、金融機関などの窓口での納付などがあります。まとめて前払いすると、割引が適用されるのでお得です。



## お得な前納割引制度

### 【口座振替】

前納 口座振替で1年度分(4月～翌年3月分)前納する方法と、6か月分(4月～9月分、10月～翌年3月分)を前納する方法があります。

早割 月々の保険料を納付期限より1か月早く口座振替する方法です。

【現金払い 前納】 現金で1年度分を前納する方法と、6か月分を前納する方法があります。

4月のはじめに送られる前納用納付書で金融機関等の窓口にて支払ってください。

支払期間 4月1日(月)～30日(火)

☎ 市民課国保年金係 ☎85-5503  
久留米年金事務所 ☎0942-33-6215

### ○口座振替の手続きをしていない人

- 4月のはじめに納付書がまとめて送られてきます。
- \*1か月分の納付書(12枚)
- \*1年度分前納の納付書(4月～翌年3月分)
- \*6か月分前納の納付書(4月～9月分、10月～翌年3月分)
- ※希望する納付方法を選んで、納付して下さい。

### ○口座振替で納付している人

- 引き落とし日は、次のようになります。残高不足に注意して下さい。
- \*毎月納付 翌月末日
- \*毎月納付(早割) 当月末日
- \*1年度分前納 4月30日(火)
- \*6か月分前納 4月30日(火)と10月31日(木)
- ※月末が休日の場合は、翌営業日が引落日。
- ※初めて、口座振替前納を申し込んだ人は、初回の引き落としが、前年度の3月分が同時に引き落としとなりますので、残高不足に注意して下さい。
- ※残高不足で口座引き落としができなかった場合は、割引がなくなります。

## 国民年金保険料割引額比較

納付方法	割引額	1年度分 保険料
現金で毎月納付		15,040円×12月=180,480円
↓ 前納割引制度を利用すると年間 ↓		
口座振替を利用		
1年度分を前納	3,780円割引	180,480円-3,780円=176,700円
6か月分を前納	2,060円割引	180,480円-1,030円×2回=178,420円
納期限よりも1か月早く口座振替	600円割引	180,480円-50円×12回=179,880円
現金でまとめて		
1年度分を前納	3,200円割引	180,480円-3,200円=177,280円
6か月分を前納	1,460円割引	180,480円-730円×2回=179,020円